

年頭の辞



防衛装備庁長官官房審議官

西脇 修

令和6年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

一般社団法人日本航空宇宙工業会及び会員の皆様方におかれましては、日頃から防衛装備品の研究開発から生産・運用・維持整備までさまざまな分野において多大な御協力を頂いており、この場をお借りして感謝申し上げます。

世界は歴史の分岐点を迎えています。国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつあります。

ロシアのウクライナ侵略は、国連安保理の常任理事国が、国際法を無視して主権国家を侵略し、核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返すという前代未聞の事態です。また、中国は、核・ミサイル戦力を含め軍事力の質・量を急速に強化するとともに、東シナ海、南シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みを継続・強化しています。そして、北朝鮮は、立て続けにミサイル発射を繰り返すなど、核・ミサイル開発を急速に進展させています。

令和6年度では、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に基づき、防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力の7つの分野について、イージス・システム搭載艦の建造に着手する

とともに、スタンド・オフ防衛能力、無人アセット防衛能力等の将来の防衛力の中核となる分野の抜本的強化を引き続き実施します。また、現有装備品の最大限の活用のための可動数向上や弾薬確保等も引き続き重視します。

防衛生産・技術基盤の維持・強化についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。我が国の防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものとの認識の下、これを抜本的に強化するための措置を定めた防衛生産基盤強化法が、昨年10月から施行されました。この法律では、サプライチェーンの強靱化や製造工程の効率化といった事業者が行う各種取組の促進に係る措置を規定しており、この措置として、昨年末までに合計7件、約17億円の取組が認定されています。また同法律では、装備移転が適切な管理の下で円滑に行われるための措置を規定し、そのための基金も造成することとしています。

また、昨年10月には、法律に基づき、基盤の維持・強化に関する基本的な方針を策定しました。この方針では、装備品の安定的な製造や技術的優位性を確保する観点から、国内に基盤を維持・強化する必要性が一段と高くなっているとの認識を示すとともに、プライ

ム企業のみならずサプライチェーン全体を対象として施策を講じていく等の基盤の維持・強化の方向性を示しました。法律及び基本方針を踏まえ、今後も力強く持続可能な防衛産業の構築を進めてまいります。

具体的な取り組みを進めていくに当たっては、基盤を取り巻く課題を直視し、各種施策を講じていく必要があります。例えば、我が国の防衛産業においては、残念ながら、防衛事業からの撤退や事業規模の縮小を決断する企業が断続的に現れており、加えて、既存の企業による新たな投資や新規参入も低調になりがちであると認識しています。その結果、自衛隊の運用に必要不可欠な装備品等の安定的な調達に支障が生じるだけでなく、長期的には、適正な競争環境やイノベーションが失われ、安全保障分野における我が国の技術的優位性を喪失するおそれもあります。

このような状況も踏まえ、防衛事業の魅力化を図るべく、今年度から、企業の生産管理活動等の企業努力に報いる新たな利益率の算定方法や企業が負うコスト変動リスクを価格に適切に反映する仕組みを導入いたしました。これにより、適正な利益の確保が可能となるものと考えています。

また、将来の戦い方に対応するためには、技術を活用した装備品の取得が不可欠です。そのための技術基盤を強化していくためには、研究開発を通じ、技術力の向上を図ってまいります。防衛省としては、研究開発予算を大幅に増やすとともに、来年度には防衛装備庁に防衛イノベーション技術研究所（仮称）を創設いたします。防衛イノベーションや画期的な防衛装備品を生み出す機能を強化してまいります。

さらに、スタートアップ企業等と連携し、現存する民生技術・既製品などを活用しながら、先端技術研究の成果を防衛装備品の研究

開発などに積極的に取り込むことで早期装備化を推進することとしています。

また、防衛装備移転については、昨年末、防衛装備移転三原則及びその運用指針が改定されました。防衛装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段であり、改定されたルールの下で、官民一体となって推進してまいります。

また、次期戦闘機については、将来の航空優勢を担保する優れた戦闘機を共同開発するために、2022年12月の日英伊共同首脳声明及び「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）」の発足以来、昨年12月には各国の防衛産業基盤強化のための確かな基礎を築くべく、「グローバル戦闘航空プログラム政府間機関の設立に関する条約」に日英伊3か国の大臣で署名するなど、共同開発を着実に進めております。この協力は、各国の産業界の協力を促すとともに、次期戦闘機の量産機数の増加、国際的に活躍する次世代エンジニアの育成、デジタル設計などの先進的な開発・製造手法の導入など我が国の航空宇宙産業に大きなメリットをもたらすものです。

本プログラムは開発段階のみならず、量産や維持整備等、次期戦闘機が運用され続けている間は、サプライチェーンを維持するとともに、機体を改修する際は更に必要なサプライチェーンを構築するなど防衛装備庁として我が国のサプライヤーの参画の機会を維持・拡大する所存です。このような取り組みを通じて、我が国の防衛生産・技術基盤を維持・強化するものです。

各事業の推進を含め、効果的な防衛装備行

政を遂行するためには、官民の緊密な連携が不可欠です。防衛装備庁としては、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化に向けて一層の役割を果たしてまいりますので、皆様方におかれましては、防衛装備行政への御理解及び御支援・御協力をよろしくお願いいたし

ます。

最後になりましたが、本年の皆様方の御健康と御多幸をお祈りいたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

令和6年1月1日